各 位

福井県木材組合連合会長 福井県森林組合連合会長 (一社)全国木材組合連合会長 (公印省略)

令和7年度合法性確認等の能力向上のための研修会の開催について

秋も深まってまいりましたが、皆様におかれましては益々ご清祥でご活躍のことと存じます。さて、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(通称:クリーンウッド法)」は、平成29年に施行された後、令和5年に川上や水際の木材関連事業者の合法性確認を義務化する等の改正がなされ、本年4月から施行されて、半年が経過したところです。こうした中で、従来からの合法木材の林野庁ガイドラインに基づく団体認定制度を活用して、同法の履行と遵守に貢献することが重要な課題となっていることにかんがみ、合法木材認定事業者の皆様をはじめとした木材関連事業者等の皆様を対象に、クリーンウッド法の合法性確認等の能力向上のための研修会を下記のとおり開催することになりました。

つきましては、多数の皆様にご出席いただきますようご案内申しあげます。

なお、ご出席されます方は、別紙受講申込書で12月1日(月)までにFAX 又はメールにてお申込みいただきますようお願い申しあげます。

記

1. 日時、会場 **令和7年12月11日(木)** 14時30分 **~ 16時30分頃** (受付開始 14時15分~)

福井県木材市売協同組合 2階会議室

(福井市稲津町 50 号 1 番地の 1 TEL 0776 - 41 - 3730)

- 2. 主催者
 - 福井県木材組合連合会・福井県森林組合連合会・(一社)全国木材組合連合会の共催
- 3. 対象者 <u>合法木材認定を予定している方</u>、<u>新規(更新)認定事業者の中で分別管理責任者及び認定事業者</u>、行政担当者、<u>クリーンウッド法に関心がある方</u>、 及び建築関係者、木材事業者、木材加工事業者、木材流通関係事業者、 一般消費者など
- 4. 研修内容 (1) ふくいの木づかいのススメ

(講師:福井県県産材活用課 ふくいの木利用室 主任 坪井康武 氏)

② 改正クリーンウッド法と合法性確認

(講師:一般社団法人 全国木材組合連合会 常務理事 中村道人 氏)

- 5. 受講料 無料
- 6. 受講証明書 ① 既認定事業者の受講者の方には「合法木材供給事業者研修受講証明書」 を発行する。
 - ② 既認定事業者以外の受講者の方には、新たに認定事業者の取得後に「合法木材供給事業者受講証明書」を発行する。
- 7. その他

令和7年度合法性確認等の能力向上のための研修会受講申込書

令和7年 月 日

福井県木材組合連合会 御中

FAX: (0776)50-3626

メールアドレス: fukui-mokuren@fukui-mokuren. jp

ふりがな(必須)

事業者 (団体) 名

	住	所		
TEL ()	
FAX ()	
Email	(必須)		

 役職等(あり・なし) ご記入ください
 ふりがな:

 Email:
 ふりがな:

 Email:
 ふりがな:

 Email:
 ふりがな:

 Email:
 ふりがな:

 Email:
 ふりがな:

 Email:
 このりがな:

受講申し込み期限は、 12月1日(月)

お問合せ:福井県木材組合連合会 Tol. (0776) 50-3625 Fax (0776) 50-3626 事務局 佐久間、馬場